PRESS RELEASE | 田川市 TAGAWA CITY FUKUOKA

田川春秋記者クラブ各位

令和７年４月２２日
福祉部子育て支援課

田川市不妊治療費等助成事業の実施について

保険適用となる不妊治療（一般不妊治療、生殖補助医療）について、自己負担額の一部を助成する制度を令和7年4月から開始しました。なお、この制度は県内初の取り組みとなります。

１ 目的

子育て支援の充実を図るため、不妊治療を受けているご夫婦の経済的な負担を軽減することを目的とします。

２ 助成内容

	一般不妊治療	生殖補助医療
治療種別	タイミング法、人工授精等	体外受精、顕微授精等
助成額	1年間（4月1日～3月31日）につき合計5万円を上限	1回の治療につき5万円を上限
回数制限	―	保険適用の範囲（40歳未満は1子ごとに通算6回まで、40歳以上43歳未満は1子ごとに通算3回まで）※女性の年齢
備考	検査費用等を含む	生殖補助医療の一環として、保険診療で行った男性不妊治療及び検査費用等を含む

※ただし、食事代等の治療に直接関係のない費用及びその他の支給（高額療養費を含む）を受けられる場合はその額を除きます。

３ 申請期間

治療が終了した日の翌日から1年以内
※令和7年4月1日以降の治療費が対象です。

４ 対象者

次のすべてに該当する方が対象となります。

⑴ 治療開始日から申請日まで、法律上の婚姻関係（事実上婚姻と同様の事情にある場合を含む）にある夫婦で、夫婦ともに田川市内に住所を有している方
⑵ 夫婦のいずれかが医療保険の被保険者、組合員または被扶養者である方
⑶ 産婦人科又は泌尿器科で、一般不妊治療又は生殖補助治療を受けた方
⑷ 市税の滞納がない方
⑸ 他の市区町村から同種の助成金の交付を受けていない方

5 助成例

【一般不妊治療の助成例】　　人工授精（１回４～５万円）を１年間で４回行った場合

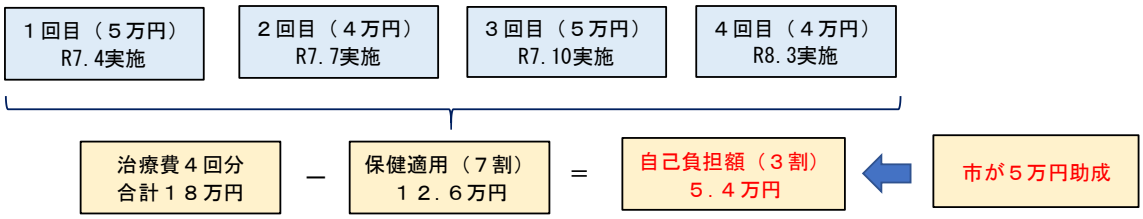

【生殖補助医療の助成例】　　顕微授精（１回６０万円）を行った場合

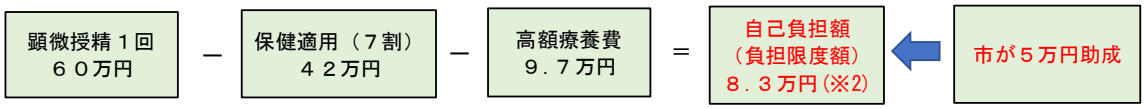

（※2）年間所得210万円～600万円世帯の場合、高額療養費の申請により負担限度額（自己負担額）は（80,100円+（医療費の総額600,000円-267,000円）×1%）＝83,430円となる。

6 周知方法

・市のホームページに掲載
（https://www.joho.tagawa.fukuoka.jp/kiji00310989/index.html）
・広報たがわ5月1日号掲載
・市公式 LINE で通知
・県内で不妊治療（生殖補助医療）を実施している医療機関、筑豊地区の産婦人科及び医師会に通知

7 問い合わせ

田川市 福祉部 子育て支援課 こども家庭センター
TEL：0947－85－7179
E-mail：jidou@lg.city.tagawa.fukuoka.jp
担当者名：長（ちょう）、美川（みかわ）

田川市不妊治療費等助成制度について

田川市では、不妊治療を受けられたご夫婦の経済的負担の軽減を図るため、令和７年度から、不妊治療のうち医療保険の適用となる「一般不妊治療」及び「生殖補助医療」の自己負担分の費用の一部を助成します。※令和７年４月１日以降の治療費が対象です。

対象となる方

以下の条件をすべて満たす方

〇法律上の婚姻関係（事実上婚姻と同様の事情にある場合を含む）にある夫婦
〇夫婦ともに田川市内に住所を有している方
〇夫婦のいずれかが医療保険の被保険者、組合員または被扶養者である方
〇産婦人科又は泌尿器科で、一般不妊治療又は生殖補助治療を受けた方
〇市税の滞納がない方
〇他の市区町村から同種の助成金の交付を受けていない方

助成の内容

	一般不妊治療	生殖補助医療
治療種別	タイミング法、人工授精等	体外受精、顕微授精等
助成額	１年間（４月１日～３月３１日）につき合計５万円を上限	１回の治療につき５万円を上限
回数制限	―	保険適用の範囲（４０歳未満は１子ごとに通算６回まで、４０歳以上４３歳未満は１子ごとに通算３回まで）※女性の年齢
備考	検査費用等を含む	生殖補助医療の一環として、保険診療で行った男性不妊治療及び検査費用等を含む

※ただし、食事代等の治療に直接関係のない費用及びその他の支給（高額療養費を含む）を受けられる場合はその額を除きます。

申請の時期

治療が終了した日の翌日から１年以内

提出書類などについては、下記の QR コードから市ホームページをご覧ください

申請・問い合わせ先
〒825-8501 田川市中央町１番１号
田川市役所　子育て支援課　こども家庭センター
TEL 0947-85-7179